

アメリカ連邦税法における税務調査 (二)

—— 召喚状 (summons) による調査を中心に ——

はじめに

第一章 「召喚状による調査」の執行の変貌

1. 「召喚状による調査」の制度化の背景
 2. リースマン判決
 3. パウエル判決——「パウエル基準」の確立——
 4. 「正当な目的」基準の展開
 - (一) ドナルドソン判決 (以上六三号)
 - (二) ラサール連邦免許銀行判決
 - (三) 内国歳入法典七六〇二条の改正
 - (四) 内国歳入法典七六〇二条改正後の展開
 5. 小括
- 第二章 「大陪審による調査 (grand jury investigation)」との関係
1. 「大陪審による調査」の特徴
 - (一) 大陪審の沿革
 - (二) 大陪審による調査の長所 (以上本号)

今 本 啓 介

2. 税務調査と「大陪審による調査」

3. 内国歳入庁と大陪審との関係

(一) バゴット判決

(二) バゴット判決後の動向

4. 小括

むすびにかえて

(一) ラサール連邦免許銀行判決⁽¹⁾

ラサール連邦免許銀行判決(以下「ラサール判決」とする)は、ドナルドソン判決を補充するものであり、内国歳入庁の特別調査官が専ら刑事上の証拠を明らかにする目的で発行した内国歳入庁召喚状を執行することが認められるか否かが問題となった判決である。⁽²⁾

一九七五年、内国歳入庁特別調査官は、一九七〇年度から一九七二年度にかけての納税者ガトウーゾの納税義務の調査を命じられた。⁽³⁾ 特別調査官の証言したところによると、この調査は「内国歳入法典についての犯則の可能性を調査すること」を目的とするものであった。⁽⁴⁾ そのため、特別調査官は歳入調査官(revenue agent)の助けを借りずに調査を行い、⁽⁵⁾ この調査の結果、ガトウーゾの情報をFBI等から受け取った。⁽⁶⁾ さらに、問題となっている年度のガトウーゾの申告書により、不動産からの賃貸収入が存在したことが明らかになった。⁽⁷⁾ この不動産は、ラサール連邦免許銀行に信託していたものであったことから、ガトウーゾの所得申告の正確さを確かめるために、特別調査官はラサール連邦免許銀行に対して内国歳入法典七六〇二条により召喚状を発行した。⁽⁸⁾ この召喚状は、受託者であるラサール連邦免許銀行に対して、特別調査官の面前に出頭し、信託に係る書類及び全ての証書等の提出を要求するものであった。⁽⁹⁾ ラサール連邦免許銀行副頭取は召喚状に応じて出頭はしたが、弁護士のアドバイスに基づい

て求められた資料の提出を拒否した⁽¹⁰⁾。そこで合衆国及び特別調査官は、内国歳入法典七四〇二条（b）項及び七六〇四条（a）項により、召喚状の執行を求めて地方裁判所に訴訟を提起した⁽¹²⁾。特別調査官は、求めた資料はガトウーズの税額を決定するのに必要であり、その書類にある情報は未だに自らの手元にはない、と主張した⁽¹³⁾。それに対して、被告であるラサール免許銀行副頭取らは、召喚状の執行が裁判所の手続の濫用であることを立証する責任を有するが、召喚状に民事上の目的がないことを立証する必要はないと結論づけた⁽¹⁴⁾。そして、代わりに立証しなければならぬことは、調査が単に刑事訴追で用いる証拠を収集する目的で行われているので、召喚状が誠実に発行されたものではないということである、と主張した⁽¹⁵⁾。

地方裁判所は被告の主張に同意した⁽¹⁶⁾。地方裁判所は、特別調査官の目的に注目し「特別調査官は常に少なくとも頭の中では犯則調査に関わっていた」と述べた⁽¹⁷⁾。また地方裁判所は、ドナルドソン判決が、誠実に、かつ刑事訴追の前に発行された内国歳入庁召喚状の利用を認めたものであることに注目したが、単に刑事訴追に利用するために召喚状を送達することは不適切であると述べた⁽¹⁸⁾。控訴裁判所は地方裁判所に同意し、「行政召喚状を犯則目的で利用することは不誠実（*bad faith*）の典型例である」とした⁽²⁰⁾。

最高裁判所は、ドナルドソン判決において、召喚状は議会が認めた目的を誠実に追求するために、訴追前に発行される限り執行可能であるとされたことを踏まえ、誠実性の内容を検討した。そして本件では、地方裁判所の事実認定したところによると、特別調査官が専ら刑事上の証拠を明らかにする目的でガトウーズを調査していたことから、この事実認定により、召喚状が議会の認めた目的を誠実に追求するために発行されていないなかった、という結論が必然的に導かれるかが問題となった⁽²¹⁾。

この問題を解決するために、最高裁は内国歳入庁召喚状の執行に際していくつかの要件をあげた。その要件とは、第一に、召喚状は、内国歳入庁が司法省に対して刑事訴追がなされるべきとして告発する前に発行されなければ

ばならないこと、第二に、内国歳入庁は、常に議会が認めた目的を誠実に追求する際に召喚状を発行しなければならず、民事上の税額決定や徴収を中止してはならないことであった。⁽²²⁾ そして本件では、刑事訴追のための司法省への送致はなされていなかったが、ラサール連邦免許銀行は、内国歳入庁召喚状の執行を停止させるのに十分な理由を述べていなかったため、地裁は内国歳入庁が組織としてガトウゾの民事上の税額追求を中止したか否かを検討していなかった、と最高裁は指摘し、原審に差し戻すのが適当であると判示した。⁽²³⁾

こうした法廷意見に対して、ステュアート裁判官ら四名の裁判官が反対意見を述べた。ステュアート裁判官は、本判決の法廷意見がドナルドソン判決の法廷意見を誤解したものである、とした。⁽²⁴⁾ そして、最高裁はドナルドソン判決において「刑事訴追の前に召喚状が発行されなければならない」という明確な基準を立てている（この基準は「明確な線引きのテスト (bright line test)」と呼ばれる）ことを確認した。⁽²⁵⁾ その上で、誠実性の基準は制定法にあるものではないので、正当かつ実用的でなく、賢明でないと述べた。⁽²⁶⁾ それゆえ、本判決では召喚状が刑事訴追の前に発行されていることから、召喚状を執行すべきであるとした。

以上のように、ラサール判決は「正当な目的」基準の範囲を、誠実に召喚状が発行された場合と、刑事訴追の前に召喚状が発行された場合に限定した。換言すれば、内国歳入庁は召喚状を発行する際、パウエル判決における誠実性の基準に拠らなければならず、特に内国歳入庁は組織として、民事上の税額決定あるいは租税徴収という目的を放棄してはならないことを要求されていた。⁽²⁷⁾

ラサール判決のこうした立場に対しては、能率性・経済性・政府の部署間での合理的な任務配分の観点から賛同する見解がある。⁽²⁸⁾ これによると、訴追を行う行政機関である司法省が一旦大陪審による調査を開始すると、内国歳入庁が並行して行う情報収集は司法省の戦略を否定することになり、司法省の運営を混乱させうるであろう。⁽²⁹⁾ しかしながら、こうした見解には批判的な見方が強い。例えばヒューズ教授は、こうした見解が挙げる能率性や経済性

の問題は、制定法や規制や行政での議論によって解決されるべきであり、民事目的の調査と刑事目的の調査を分けることは関係がないことであることから、ラサール判決は明確な根拠を欠くとされる⁽³⁰⁾。

下級審判決の中にも、特に誠実性の要件に関してラサール判決に従わないものが出てきた。特に第三巡回区控訴裁判所は、ラサール判決の翌年に判示したジェンザー判決⁽³¹⁾において、ラサール判決の基準に異議を唱えた⁽³²⁾。ジェンザー判決では、結果的には納税者に対する有罪判決を導くような調査を内国歳入庁が行った際に発行した一一六にのぼる召喚状の執行が問題となった⁽³³⁾。このとき調査に当たった特別調査官は、内国歳入庁マニュアルに従い、非協力的な証人から証言を得る際に大陪審の協力を求めている⁽³⁴⁾。控訴裁判所は、ラサール判決は、訴追の前ならいっても内国歳入庁が調査の民事面を求め続ける限り召喚状を発行することを認めている、という内国歳入庁の主張を次の点で不合理なものであるとした⁽³⁵⁾。第一に、調査に一般的な民事目的が存在するか、地方裁判所が検討していないならば、内国歳入庁の召喚状発行の濫用は救済されない⁽³⁶⁾。ここでの濫用とは、例えば、専ら訴追のための証拠を収集し司法省への告発を遅らせるために召喚状を発行したり、他の行政機関で用いる情報を収集するために召喚状を発行することである⁽³⁷⁾。第二に、ラサール判決は納税者に対して不可能に近い立証責任を課している⁽³⁸⁾。つまり、納税者は一般的な民事目的が存在しないことを立証しなければならないのみならず、刑事責任と民事責任が融合することを反証しなければならない。そして本件の場合、内国歳入庁は組織としての調査を実質的に終えた五ヶ月後に訴追のために司法省に本件を告発した、との納税者の主張を地方裁判所が検討していなかったことから、本件を地方裁判所に差し戻したのである⁽³⁹⁾。

結局、ラサール判決において最高裁が、召喚状の執行の是非を検討する際に誠実性の要件を重視したのは、民事手続と刑事手続が分離しているという伝統的な見解に固執したためといわれる⁽⁴⁰⁾。もともと最高裁自身も認めるように、「議会は脱税調査を民事上のものと刑事上のものとは分けてこ⁽⁴¹⁾」ず、ラサール判決の重視した誠実性の要件が

合理的なものであるかは疑問が呈されてきた。特に、内国歳入庁の調査が脱税の疑惑により行われる場合、民事面と刑事面は複雑に絡み合うが、最高裁はこのように強く刑事面との関わりを持つ召喚状による調査に対して、ほとんど注意を払わなかったように思われる。また、調査において民事面と刑事面が複雑に絡み合っている中では、内国歳入庁が民事上の目的で召喚状を発行していないという意味での不誠実性を納税者が立証すること自体、ほとんど不可能であろう。ラサール判決はこのことを認めた上で、不誠実の例として他に「訴追の遅延」と「他の行政機関のための情報収集」を挙げたが、これらの立証も一般に困難なものであった。⁽⁴⁴⁾

(三) 内国歳入法典七六〇二条の改正

ラサール判決に対しては、前述したように下級裁判所の中には批判的なものがあつたが、議会も同様に批判的であつた。議会は、ラサール判決の下では納税者にとって意味のあるある結果がもたらされないまま訴訟が長引くことになると考え、召喚状発行の権限が存在する場合、及び召喚状発行の権限が存在しない場合を明確に定めることにより租税行政が簡素化し、納税者の権利を害することもなくなる、と考へた。⁽⁴⁵⁾ それゆえ議会は、召喚状執行の基準を明確にするために、一九八二年租税均衡及び財政責任法 (Tax Equity and Fiscal Responsibility Act of 1982: TEFRA) 三三三三条により内国歳入法典七六〇二条 (b) 項と同条 (c) 項を改正した。

改正により、同条 (b) 項は、内国歳入庁長官が召喚状を発行する目的に、「内国歳入法規の執行に関係する犯罪調査」も含まれると規定した。また、同条 (c) 項 (一) 号は、司法省への事件の告発がなされた場合には召喚状の発行・執行がなされてはならないと規定した。⁽⁴⁶⁾

しかしながら、一連の改正により、内国歳入庁が司法省への告発に「組織として関与すること」を不相当なものとしたかどうかは明確にされなかつた。⁽⁴⁷⁾ 例えば司法省への告発の遅延が内国歳入庁の不誠実にあたり、その場合召

喚状の執行は認められなくなるかについては明らかにされなかった。それゆえ、ラサール判決で重視された誠実性の要件が、同条（c）項の制定後も召喚状執行の一要件とされたのか、あるいはラサール判決の反対意見のように誠実性はもはや要件とはされず、専ら司法省への告発前に召喚状が執行されなければならないということのみが要件とされるようになったのが問題となった。

（四）内国歳入法典七六〇二条改正後の展開

内国歳入法典七六〇二条は改正後、前述のように（c）項において事案の司法省への告発がなされる前に召喚状が執行されなければならないと定めたのみで、ラサール判決が重視した誠実性の要件についてほとんど触れなかった。そのため、誠実性の要件の捉え方をめぐって争いが生じた。これについて最高裁は、一九八九年のステュアート判決⁽⁴⁶⁾において一応の答えを出した。

ステュアート判決は次のような事例である。カナダの歳入省（Department of National Revenue）は、条約⁽⁴⁹⁾（以下「本件条約」とする）に基づき、合衆国内国歳入庁に対して銀行記録の入手・提供を求め、ワシントン州のA銀行に口座を持つカナダ人納税者（X）のカナダでの所得税額を決定するのに役立てようとした。内国歳入庁はカナダ当局の要求を受け容れ、A銀行に対して行政召喚状を送達し、カナダ当局から要求されている情報を求めた⁽⁵⁰⁾。しかし、Xの要求に基づきA銀行は召喚状に従わなかった⁽⁵¹⁾。そこでXは、内国歳入法典七六〇九条（b）項（二）号⁽⁵²⁾に基づき、当該召喚状の無効確認を求めて地方裁判所に訴訟を提起した。Xは、内国歳入法典七六〇二条（c）項により、司法省の訴追がなされた場合に内国歳入庁が召喚状を発行することが禁じられており、カナダでの調査が「犯則調査、つまり予審段階」にあったことから召喚状の利用が禁じられている、と主張した⁽⁵⁴⁾。それに対して治安判事（Magistrate）は、カナダ当局の調査が司法省への告発と同じ段階に達していたことをXは立証しなかった、

と認定した⁽⁵⁵⁾。これらに基づき、地方裁判所は銀行に対して召喚状に従うよう命じた。しかし、控訴裁判所は地方裁判所の判決を棄却した⁽⁵⁶⁾。控訴裁判所は、当該召喚状は国内で発行された召喚状と同様に、誠実に発行された場合のみ執行されうると述べた⁽⁵⁷⁾。そして、カナダ当局の誠実性は、国内の調査の際に内国歳入庁に適用される基準と同じ基準で判断されるべきであり、内国歳入庁は、情報の要求をカナダ当局から受ける前に、カナダ当局の調査が内国歳入庁の司法省への告発と同様の段階に達していないことを決定しなければならぬとした⁽⁵⁸⁾。

最高裁判所は、控訴審判決を破棄差し戻した。まず最高裁は、パウエル基準を妥当なものと考え、国内の税務調査に関して発行した行政召喚状を執行させるための正当な事由を内国歳入庁が立証しなければならぬ、というステュアートの主張を受け容れなかった⁽⁵⁹⁾。つまり、召喚状の執行がパウエル基準に合致することを内国歳入庁が一旦立証すると、内国歳入庁が裁判所の手続を濫用しようとしたことを納税者が立証できない限り、内国歳入庁は召喚状の執行命令(enforcement order)を受けうる、とした⁽⁶⁰⁾。しかし、本件では内国歳入庁が嫌がらせをする等の不当な目的で召喚状手続を利用したことをXが立証していなかった⁽⁶¹⁾。また最高裁は、内国歳入法典七六〇二条(c)項が、国内の税務調査を進める上での召喚状の発行に対して制約を課しており、本件のように国内の税務調査が争われていない場合には同項は召喚状の執行を妨げることはできないことを確認した⁽⁶²⁾。そして、内国歳入法典七六〇二条(c)項は司法省への告発が有効である場合のみ召喚状の発行を制限しているが、パウエル判決で述べた誠実性の要素はこの制限にあたらぬと指摘した⁽⁶³⁾。その上で、主に条約の立法経緯を検討したあとで、内国歳入庁は、カナダの税務調査が内国歳入庁による司法省への告発と同様の段階に達していなかったことを立証する必要はなく、内国歳入庁自体が誠実に活動し、適用される制定法に従っているならば、召喚状は執行されうる、と結論づけた⁽⁶⁴⁾。

ステュアート判決は条約による召喚状の執行について判断したものであり、内国歳入法典七六〇二条(c)項がストレートに適用できない場合であった⁽⁶⁵⁾が、召喚状執行の要件として「誠実性」が挙げられることを明らかにした

ことは注目すべきであろう。なお、ステュアート判決で妥当と考えられたパウエル基準はステュアート判決以前の最高裁も重視しており、ステュアート判決はこの流れに従ったものといえよう。⁽⁶⁶⁾

下級審判決では当初、内国歳入法典七六〇二条(c)項がラサール判決の反対意見を成文化したものであるとしつつも、召喚状の発行の際に誠実性の要件が存在する、と判示していた。例えば一九八四年に出されたピツケル判決⁽⁶⁷⁾は、内国歳入庁とFBIが同時期に調査を行っていたところ、FBIが内国歳入庁の調査が終了するまで捜査を先送りするとの決定を行い、その後すぐに内国歳入庁特別調査官が召喚状を発行した事案であった。控訴裁判所は、まず内国歳入法典七六〇二条の改正はラサール判決の反対意見を成文化したものであり、「召喚状は、誠実に発行される場合、すなわち内国歳入法規の執行に關係する犯罪を調査する目的で発行される場合、及び司法省への告発の前に発行される場合、執行可能である」⁽⁶⁸⁾ことを確認した。その上で控訴裁判所は、「パウエル判決とラサール判決での不誠実性に関する議論の部分は生き続けており、召喚状が専ら納税者に嫌がらせをするために、あるいは副次的な問題を解決させるために発行されていること、内国歳入庁が専ら他省のための情報収集機関として活動していることを納税者が立証しうる場合、召喚状は執行できない」⁽⁶⁹⁾と述べた。そして本件の場合、納税者がこのことを立証していないことから地方裁判所に差し戻すのが適当であるとした。このように、内国歳入法典七六〇二条が改正された後も当初は、最高裁と同様、召喚状の執行の基準として誠実性の基準が残存していた。

しかしながら一九九〇年になると、ミシヨウ判決⁽⁷⁰⁾の反対意見において一連の最高裁判決に否定的な見解が述べられた。ミシヨウ判決は、内国歳入庁が雇用税 (employment and unemployment tax) の調査に際して指紋と筆跡標本 (handwriting exemplar) の提出を求めた召喚状を発行したことが問題となった事案であった。一番の地方裁判所は、この情報が雇用税の調査に必要であるとの内国歳入庁側の主張を認めず、召喚状執行の請求を棄却した。地方裁判所はその理由として、政府の宣誓供述書に誤りがあったこと、ミシヨウを警察に呼び出し指紋を採るのは高

圧的にすぎること、指紋や筆跡標本は税務調査には関係ないことを挙げた。これに対して、陪審員団は、召喚状を無効とする制定法上の根拠は内国歳入法典七六〇二条(c)項のみであり、地方裁判所の示した理由は重要でない⁽⁷¹⁾と主張した。しかし、控訴裁判所はさらなる事実認定を求めて差し戻した。控訴裁判所はまず、内国歳入庁がパウエル基準を立証していない場合、または内国歳入庁の要求が誠実なものでない場合に、地方裁判所は召喚状の執行請求を無効としうることを確認した⁽⁷²⁾。その上で、本件では地方裁判所の判決が曖昧であったことから、内国歳入庁がミシヨウに対して不適切な目的で嫌がらせをしようとしたか、裁判所の手続を濫用しようとしたか、パウエル判決でいわれた誠実性を立証しようとしたか、刑事訴追のためにミシヨウを司法省に組織として告発したかを地方裁判所はさらに検討すべきとして地方裁判所に差し戻した⁽⁷³⁾。これに対してボズナー他三人の裁判官が反対意見を述べた。この反対意見では、まず内国歳入法典七六〇二条(b)項が犯則調査を目的とする召喚状の執行を認めており、召喚状執行の唯一の例外は同条(c)項によると司法省への告発が行われた場合であることを確認した⁽⁷⁴⁾。そして本件では、司法省への告発は行われていないので、内国歳入庁は召喚状を用いてミシヨウの刑事的となりうる責任を調査することができる⁽⁷⁵⁾とした。さらに反対意見は、法廷意見がステュアート判決を誤解していることを指摘した。つまり、ステュアート判決では、同条(c)項を制定する際に、議会が「内国歳入庁に対して容疑者の権利に踏み込むことを認めることに関心を持っていたように思われる」と述べており、ここから法廷意見は、内国歳入庁が適切な民事目的を放棄した後は、たとえ司法省への告発がなされていなくても召喚状手続を用いることができる⁽⁷⁶⁾ないと導いたが、これを誤解であるとした。そして、司法省への告発がなくても、内国歳入庁が調査に際して民事上の目的を有さず、司法省へ事案を告発しようとしたことを立証することによって、召喚状の執行が無効となると⁽⁷⁷⁾いうのは内国歳入法典七六〇二条が現在の形になる前のことであると述べた。

こうしてみると、最高裁は一九八二年の内国歳入法典改正以降も、基本的にはパウエル判決・ラサール判決の法

理に従っており、誠実性の要件についても、内国歳入法典七六〇二条の改正で若干の修正こそ行ったものの、基本的には改正前の法理を踏襲しているように思われる。最高裁をはじめ裁判所は、召喚状の発行が濫用されている場合にその召喚状の発行が不誠実なものであるとして、あくまでも誠実性の要件に拘って召喚状の執行を制限しようとしてきた。

5. 小括

行政召喚状による調査は当初違憲とさえいわれたが、現代の行政の複雑化によりその調査範囲は急速に拡大した。行政召喚状による調査は、内国歳入庁においてはFTCに後れをとって導入されたが、このことは例外ではなかった。そして現在では、内国歳入庁は召喚状により司法省に告発するまでならば犯則調査をも行うことが可能であることが内国歳入法典上でも認められている。⁽⁷⁸⁾

しかしながら、内国歳入庁が司法省に告発するまでならば召喚状によって犯則調査を行えるとはいっても、裁判所はその執行に対して「誠実性 (good faith)」の要件によって制約を加えてきた。裁判所は、内国歳入庁による召喚状の発行に濫用がある場合には、たとえその発行が司法省への告発前であってもその執行を認めなかったのである。つまり、裁判所は内国歳入庁はあくまでも税額決定等の民事上の調査を第一義的に行うべきであり、犯則調査を行うにせよ、犯則調査を第一義にはすべきでないとしてきたように思われる。そして、内国歳入法典七六〇二条 (b) 項が内国歳入庁の召喚状による調査の目的に犯則調査が含まれると規定し、同条 (c) 項が司法省への告発がある場合に召喚状は用いられないと規定してからも、「誠実性」の要件については何ら規定がないことから、誠実性をめぐっては不安定な状況が続いている。特に、最高裁は内国歳入法典改正前に出したパウエル判決やラサール判決を引用して「誠実性」の要件を維持しており、召喚状による調査に制約を加え続けている。もともと近年に

なり、誠実性の要件を不要とする見解が判決においても少数意見ながら出ており、今後の召喚状の方向付けが注目されよう。

第二章 「大陪審による調査 (grand jury investigation)」との関係

前章で見たように、内国歳入庁の召喚状による調査は、今日では本来民事目的で行う調査であるにもかかわらず犯則調査に踏み込んで行うことが可能となっており、この権限は広範なものとなっている。もつとも、犯則調査においては、近年召喚状による調査に代わって、内国歳入庁の秘密調査 (IRS undercover investigation) や大陪審による調査が多用されるようになって⁽⁷⁹⁾いる。本章ではこのうち特に、犯則調査としても手続的に簡便であり、多用されている大陪審による調査に焦点を当てて、内国歳入庁召喚状による調査の特質・限界や内国歳入庁による調査と大陪審による調査の関係を説明したいと考えている。まず、大陪審の沿革を概観し、次に大陪審による調査の特徴を内国歳入庁召喚状による調査との比較の観点から指摘し、大陪審による調査が多用されるようになった背景を論じた上で、最後に大陪審による調査の税務調査との関係を検討し、特に前章で検討してきた強制的な税務調査である内国歳入庁召喚状による調査の特徴と限界を明らかにしたい。

1. 大陪審による調査の特徴

(一) 大陪審の沿革⁽⁸⁰⁾

大陪審はコモンロー上、政府と私人の間に位置する審査機関 (screening agency) としての機能と調査機関 (investigative body) としての機能を二重に有している⁽⁸¹⁾。つまり大陪審は、起訴 (indictment) を行うかを決定する際に政府の立証を審査し、検察官の起訴決定を審査するという機能を担うとともに、検察官が検討を行っている段階

にある状況を調査するという機能をも担っている。前者の機能は、大陪審が証拠不十分で起訴が相当でないと思われる場合に起訴を拒否するので、訴追者と被疑者の間にある「楯 (shield)」に喩えられる。また、後者の機能では、大陪審が起訴前には利用できない証拠を明らかにするので、政府に対して有罪判決を確実にさせうる「剣 (sword)」を与えると喩えられる。それゆえ、専ら事実問題の認定に携わる小陪審 (petty jury) とは異なる。

ところで、この大陪審の起源は、イギリスにおける一六六六年のクラレンドン法 (Assize of Clarendon) に遡る。クラレンドン法は、国王が司法の運営を封建貴族による裁判所から奪った点に意義があり、各共同体で選ばれた二人の善良で法に適った人 (good and lawful men) が陪審となり、調査を行うことを規定していた。そして、陪審は、疑わしく思う者全てを告発する (accuse) ことを義務づけられており、告発された者に対しては神判 (trial by ordeal) が行われた。つまり、クラレンドン法では、陪審について今日のような「楯」の機能は想定されておらず、容疑者の保護よりむしろ政府職員が容疑者を逮捕することを手助けすることが意図されていた。

一四世紀終わりになると神判がなくなり、代わりに陪審による審理となったため、陪審は二人の小陪審と二四人にまで拡大した起訴陪審 (accusatory jury) に分かれた。そして、無罪か有罪かの審理は小陪審の面前で行われるようになり、起訴陪審である大陪審は、基本的に犯罪者を捜し出す際に国王の手助けをするようになった。

その後、大陪審は独立性を有するようになった。大陪審は法事室 (chambers) 内で私的に証人の審理を行う慣行を築いていき、裁判所は大陪審に対して不起訴の理由を述べることを要求しなくなった。この審理は秘密とされ、陪審及び証人が国王から報復を受けることは防がれていた。また、裁判所は大陪審に対して秘密を守ることを宣誓を行うことを要求していた。一七世紀終わりになり、大陪審の独立性はさらに確固たるものとなった。このとき、国王はプロテスタント運動の支援者を起訴すべく、大陪審に対してかなりの圧力をかけたのであるが、大陪審はこうした圧力に抵抗したため、「国王の抑圧・専制政治からの擁護者」と呼ばれるようになった。こうして、大

陪審は独立性、及び独立性を可能ならしめる秘密性 (secrecy) を有するに至った。なお、イギリスでは一九三三年に大陪審制度が廃止されている。

以上のようにイギリスで発達してきた大陪審は、イギリスの植民地であったアメリカにおいても刑事訴訟手続で採用された。植民地の陪審はイギリスの大陪審に較べて、政府職員の作為・不作為を批判するために告発 (presentment) を頻繁に行ってきたため、大陪審による告発報告書 (presentment report) は様々な問題に関する市民の不満表明の手段となった。この告発報告書は、イギリスの植民地政策に対する不満が高まるにつれ、しばしば王室職員に対して批判的なものとなり、植民地の陪審は刑事訴追をめぐって王室職員と争うようになった。その結果、大陪審は信頼を得るようになり、連邦憲法修正五条も「何人も大陪審の告発 (presentment) ・起訴 (indictment) が無い限り、死刑を科しうる犯罪 (capital crime) ならびに破廉恥罪 (infamous crime) には問われないものとする」と規定するに至った。

しかし、独立後、特に審査機能について見直す州が出てきた。これは、特に人口の少ない州においては審査機能が非能率的であるとされたためで、今日州レベルで全ての重罪 (felony) の起訴に対して大陪審による審査が必要とされるのは一八州のみとなっている (そのうち四州は死刑を科しうる犯罪と破廉恥罪ではなく、死刑を科しうる犯罪と終身刑の犯罪について大陪審の審査が必要とされる)。他の州では、重罪の起訴に際して、検察官が大陪審の審査を経るか検察官の略式起訴状 (information) によるかを選択することができることから、大陪審による審査を経ないで略式起訴状による訴追 (prosecution by information) が行われるのが一般的となっている。⁽⁸⁵⁾ 大陪審の調査機能は連邦及び全ての州に存しており、連邦及び多くの州では調査専門の特別大陪審 (special grand jury) がおかれるほどになっている。この特別大陪審は、連邦では通常の大陪審と異なり組織犯罪統制法 (Organized Crime Control Act) ⁽⁸⁶⁾ によって規定されている。特別大陪審は、通常の大陪審と異なり、合衆国法務官の得

た第三者に関する情報を得ることができたり、特に公務員に対して調査の報告を行う権限があるなど、より調査の権限が強化されている。

なお、大陪審の構成はイギリスでは当初、審理陪審 (trial jury) である小陪審に較べて広い権限をもつため、社会階級の高い者から選ばれていた。この伝統はアメリカにも持ち込まれ、社会階級の高い者から選ばれていた大陪審は「ブルーリボン大陪審」と呼ばれていた。しかし一九六〇年代になり、大陪審に多様性が求められるようになり、今日連邦では、小陪審と同じ有権者名簿から小陪審を選ぶのと同じ方法で無作為に選出するようになってる。

(二) 大陪審による調査の長所

大陪審による調査は、特に警察の調査に較べると、高価で時間がかかり理論上もやっかいなものである⁽⁸⁷⁾。しかしながら大陪審による調査は、複雑な刑事事件を解明する場合、協力することを渋る被害者や証人に対処する場合、広範な商業記録に含まれる情報を獲得する場合、調査を世間から見られずに継続して行おうとする場合、調査の政治的な扱いに対して公衆が疑問を持つのを防止する場合に多く用いられている⁽⁸⁸⁾。というのは、警察の調査に比していくつかの長所が見受けられるからである。ここでは、大陪審による調査が持つ長所の中でも特に重要な「大陪審召喚状 (grand jury subpoena) を発行する権限」と「秘密性 (secrecy)」について敷衍しておきたい。

イ 大陪審召喚状を発行する権限

大陪審は、内国歳入庁の召喚状と同様なものとして、大陪審召喚状 (grand jury subpoena) を用いることができる。この召喚状は連邦刑事訴訟規則一七条に規定されており、(a) 項によると、召喚状は基本的には裁判所の捺

印の下で裁判所書記官 (clerk) により発行されるが、大陪審召喚状の場合は合衆国治安判事 (United States Marshal) により発行される。⁽⁹⁰⁾ 召喚状には、相手方に対して一定の時刻・場所に出頭し、証言を行うことを命ずる証人召喚状 (subpoena ad testificandum)⁽⁹¹⁾ と、相手方に対して指定した帳簿・文書・書類その他を提出することを命ずる文書提出命令状 (subpoena duces tecum)⁽⁹²⁾ がある。いずれの召喚状も、正当な理由なしに故意に命令に従わない者は裁判所侮辱罪に問われるため、非常に強制力の強いものとなっている。行政召喚状と比較した場合、大陪審召喚状はそれ自体で裁判所の命令であるため、執行力が元々備わっていることが重要である。この点は、裁判所に執行を求める必要のある内国歳入庁の召喚状をはじめとする行政召喚状とは対照的である。

ロ 秘密性

前述したように、大陪審による調査の特徴で沿革上も根幹をなす特徴は秘密性である。最高裁は一九五八年のプロクター・リギャンプル社判決において、秘密性の目的を次のように述べた。⁽⁹⁴⁾

- ① 起訴が検討されようとしている者の逃走を防止すること。
- ② 大陪審が検討する際に大陪審に対して最大限の自由を保障し、起訴されている者又はその友人が大陪審に執拗にせがむことを防止すること。
- ③ 偽証の教唆や、大陪審の面前で証言し大陪審の起訴した者の法廷に出頭するであろう証人の買収を防止すること。
- ④ 犯罪についての情報を持つ者が自由に情報開示しやすくすること。
- ⑤ 起訴されたにもかかわらず無罪を晴らす者を、彼が調査されてきたという事実が開示されることや有罪の可能性のない法廷に立つという負担から守ること。

また、大陪審の秘密性は制定法や裁判所規則によっても定められているが、その中でも重要なのが連邦刑事訴訟規則六条 (e) 項である。連邦刑事訴訟規則六条 (e) 項 (二) 号は、大陪審・政府の法務官 (attorney for the government) が大陪審の面前で生じた事項を開示してはならない、という一般規定が⁽⁹⁵⁾おいている。また、同項 (三) 号は秘密性の例外を定めている。第一に、政府の法務官が自らの職務を行う際に開示することを認めている⁽⁹⁶⁾。なお、一九七七年改正で (A) に (ii) が加わり、政府の法務官が刑事法執行の任務を行うにあたり自らを助けるのに必要と思われる政府職員に対して開示しうる旨の規定が設けられた⁽⁹⁷⁾が、この規定は改正後 (A) (i) となった部分、つまり政府の法務官に対する大陪審の情報の開示を認める部分にも適用される⁽⁹⁸⁾。第二に、裁判手続の前に又は裁判手続に関連して裁判所が命じた場合に開示が認められる⁽⁹⁹⁾。そして、この裁判所の命令は、「(C) (i) 命令」と呼ばれている。この大陪審の情報の開示請求訴訟は、大陪審が招集された裁判区で行われる。また、原告が政府であるような場合に審理が片面的になされない限り、原告は訴訟の告知を書面で次の者に行わなければならない、裁判所はこれらの者に対して出頭と審理の機会を与えなければならない。原告が告知を行わなければならないのは、①政府の法務官、②開示が訴訟に関連して求められる場合の訴訟当事者、③裁判所が命ずる他の者とされている。

注 (1) United States v. LaSalle National Bank, 437 U.S. 298 (1978).

(2) Id. at 299.

(3) Id. at 300.

(4) Id.

(5) じはしば、内国歳入庁調査課 (Audit Division) (現在は Examination Division) の歳入調査官は、脱税調査のために事件を査察課 (Intelligence Division) (現在は Criminal Investigation Division) に持ち込み、その後特別調査官と歳入調査官が共同で調査している。この際、共同調査において刑事的側面が重要であるので、特別調査官が調査の主導権を握る。Id. at 300 n.1. See also *infra* note 78.

- (6) 437 U.S. at 300.
- (7) *Id.*
- (8) *Id.* at 300-1.
- (9) *Id.* at 301-2.
- (10) *Id.* at 302.
- (11) 内国歳入法典七四〇二条(b)項は次のように規定する。「ある者が内国歳入法規により出頭、証言や帳簿、書類他のデータの提出を求めて召喚される場合、その者の居住又は所在する区域の合衆国地方裁判所は、適正な手続によつて出頭、証言、帳簿・書類他のデータの提出を強制する権限を有する。」
- (12) 437 U.S. at 302.
- (13) *Id.*
- (14) *Id.* at 303.
- (15) *Id.*
- (16) *Id.*
- (17) *Id.*
- (18) *Id.* at 304.
- (19) *United States v. LaSalle National Bank*, 554 F.2d 302 (1977).
- (20) *Id.* at 309.
- (21) *United States v. LaSalle National Bank*, 437 U.S.298 at 307-8.
- (22) *Id.* at 318.
- (23) *Id.* at 318-9.
- (24) *Id.* at 319.
- (25) 437 U.S. at 320-1
- (26) *Id.* at 321.
- (27) *Comment, The Institutional Bad Faith Defense to the Enforcement of IRS Summonses*, 80 Colum. L. Rev. 621 at 625-6 (1980).
- (28) *Graham Hughes, Administrative Subpoenas and the Grand Jury: Converging Streams of Criminal and Civil Compulsory Process*, 47 Vand. L. Rev. 573 at 608 (1994).
- (29) *Id.* at 608-9.
- (30) *Id.* at 609.
- (31) *United States v. Genser*, 595 F.2d 146 (3rd Cir. 1979).

- (32) ジェンサー判決の後も第三巡回区控訴裁判所はジェンサー判決のアプローチを踏襲した。例えば、専ら刑事目的で発行された召喚状の執行が問題となったセルボ判決は、召喚状の執行の是非をジェンサー判決の基準で検討している。See *United States v. Serubo*, 604 F.2d 807 at 809-14 (3rd Cir. 1979).
- (33) 595 F.2d at 148-9.
- (34) *Id.* at 148.
- (35) *Id.* at 150.
- (36) *Id.*
- (37) *Id.* See also 437 U.S. at 317.
- (38) 595 F.2d at 150.
- (39) *Id.* at 151.
- (40) Hughes, *supra* note 28 at 604.
- (41) 437 U.S. at 311.
- (42) *Id.* at 316.
- (43) *Id.* at 316-7.
- (44) 訴訟の遅延の立証が問題となったジェンサー判決は、特別調査官の調査終了から五ヶ月後に訴訟がなされたことについて地方裁判所に差し戻すことに検討するよう命じた。United States v. Genser, 595 F.2d 146 (3rd Cir. 1979).
- (45) Marvin J. Garbis, Ronald B. Rubin & Patricia T. Morgan, *Tax Procedure and Tax Frauds Cases and Materials* at 502 (3rd Ed. 1992).
- (46) 内国歳入法典七六〇二条 (b) 項及び (c) 項は次のように規定される。
- (b) 目的には犯則調査を含む——長官が (a) 項 (筆者注/拙稿「アメリカ連邦税法における税務調査—召喚状 (summons) による調査を中心に——」(早稲田政治公法研究六三三号(二〇〇〇年)所収)注(14)参照) 一・二・三号にある活動を行う目的は、内国歳入法規の運用・執行に関係する犯則調査の目的を含む。
- (c) 司法省への告発がある場合の行政召喚状の禁止
- (一) 権限の制限——この表題の下で召喚状は発行されてはならない。長官は、司法省への告発がある場合、いかなる者に関しても七六〇四条による請求を開始し召喚状の執行を求めることはできない。
- (二) 有効な司法省への告発
- (A) 総則——司法省への告発は次の場合に有効である。
- (i) 長官が内国歳入法規の運用・執行に関係する犯則について、ある者に関する情報開示請求の規定) により、ある者に関する場合。
- (ii) 六一〇三条 (h) 項 (三) 号 B (筆者注/司法省長官の内国歳入庁長官に対する情報開示請求の規定) により、ある者に関する

る申告書・申告書の情報開示を求める要求がなされる場合。

(B) 終了——司法省への告発はある者について次の場合に終了する。

(i) 司法長官が内国歳入庁長官に対して書面で次のことを告知した場合。

(I) 内国歳入法規の運用・執行に関係する犯則につきその者を起訴しないこと。

(II) 当該犯則につきその者に対して大陪審による調査を認めないこと。

(III) 大陪審による調査を継続しないこと。

(ii) 最終的な決定が、司法長官がその者に対して開始した内国歳入法規の執行に関係する刑事手続によりなされた場合。

(iii) 司法長官が内国歳入庁長官に対して、書面で (A) (ii) の要求に関する内国歳入法規の運用・執行に関係する犯則につき、

その者を訴追しないことを告知する場合。(以下略)

(47) Patricia T. Morgan, *Tax Procedure and Tax Fraud* at 262 (2nd. Ed. 1998).

(48) United States v. Stuart, 489 U.S. 353 (1989).

(49) 合衆国・カナダ間の二重課税に関する条約 (Convention Respecting Double Taxation, March 4, 1942, United States-Canada) によると、

合衆国はカナダ当局の要求に基づき合衆国の歳入法規にしたがって、情報を獲得し、カナダ当局に情報を提供し、カナダ当局がカナダ人納

税者の所得税額を決定するにあたり支援することを義務づけられている。Id. at 355.

(50) Id. at 356-7.

(51) Id. at 357.

(52) 内国歳入法典七六〇九条は第三者に対する召喚状の手続 (反面調査の手続) を規定している。同条 (a) 項 (一) 号は、「第三記録保有

者 (third-party recordkeeper) (筆者注/第三記録保有者の定義は同項 (三) 号で定められ、例えば銀行が差げられる) に対して召喚状が

送達され、当該召喚状が (召喚された者以外の) ある者の商業取引・事項を記した記録の提出を求め、その者が召喚状に含まれる記録の記

述の中で特定される場合、召喚状送達がなされる日から三日以内にその特定された者に対して召喚状の告知がなされなければならない

……」と規定しており、本件のように銀行に対して召喚状が発行された場合は、その旨が納税者に対して告知されなければならない。これ

に基づき、第三記録保有者に対して召喚状が送達されたことを告知された納税者は、「告知がなされた日から二〇日以内に訴訟を提起して

召喚状の無効を求める権利を有する」(同条 (b) 項 (一) 号)。

(53) 489 U.S. at 357.

(54) Id.

(55) Id. at 357-8.

(56) Id. at 358. See also Stuart v. United States, 813 F.2d 243 (1987).

(57) 489 U.S. at 358.

(58) Id. at 358-9.

- (59) Id. at 359.
- (60) Id. at 360.
- (61) Id.
- (62) Id. at 362.
- (63) Id. at 366.
- (64) Id. at 370.
- (65) もともと、カナダ当局は、アメリカではカナダ当局が連邦司法省に事案を告発したならば内国歳入庁が第三者に対する召喚状を執行しないことなどをマニュアルに載せており、すでに周知されていると思われるので、国内機関と同様の基準をカナダ当局に対しても適用しないことに批判される。Note, *Administrative Summonses Can Be Utilized in International Criminal Investigation*, United States v. Stuart, 43 Tax Lawyer 501 at 511-2 (1989).
- (66) 例え、ハウエル基準のよき関連性の基準を受け容れようとするならば、Tiffany Fine Arts, Inc. v. United States, 460 U.S. 310 at 321 (1983); United States v. Arthur Young & Co., 465 U.S. 805 at 813 n.10 (1984) を参照せよ。
- (67) Pickel v. United States, 746 F.2d 176 (3rd Cir. 1984).
- (68) Id. at 184.
- (69) Id. at 185.
- (70) United States v. Michaud, 907 F.2d 750 (7th Cir. 1990).
- (71) Id. at 751, 757-60.
- (72) Id. at 752.
- (73) Id. at 754.
- (74) Id. at 756.
- (75) Id.
- (76) Id.
- (77) Id. at 757.
- (78) もともと、内国歳入庁には調査を行う課として調査課 (Examination Division) と査察課 (Criminal Investigation Division) があり、組織上は従来から犯則調査を行えるよう想定されてきた。また、全ての民事上の調査は犯則調査の可能性があるといえることから、内国歳入庁職員が脱税を疑ったときは、民事上の調査を中断して査察課に送らねばならないとされており、また、査察課に送った後は査察課と協力しなければならぬとされている。Morgan, *supra* note 47 at 238-42. See also *supra* note 5, このように、いわゆる行政調査と犯則調査の融合が組織上はなされている反面、行政召喚状の犯則調査での使用が本文で記したように問題となったのには、連邦憲法修正四条、修正五条の存在が大きかったであろう。Cf. Hughes, *supra* note 28 at 574-5. なお、水野忠恒「アメリカにおける中小企業課税——組合、法人及び

- Subchapter S 法人の課税問題」日税研究論集四卷(三三四頁(一九八七年))を参照せよ。
- (79) 他に内国歳入庁が強制的な犯則調査を行う方法としては、捜索令状 (search warrant) による調査があるが、この方法についても、連邦憲法修正第四条により「正当な理由 (probable cause)」を示すことが要件とされたり、書類や所有物の押収に限られ証言の強制はできないといった問題がある。大陪審による調査は、こうした捜索令状による調査に代わって多用されている側面もある。See Hughes, *supra* note 28 at 575-6.
- (80) 大陪審による調査に関する記述は、Wayne R. LaFare, Jerrold H. Israel & Nancy J. King, 3 *Criminal Procedure* Ch. 8 (2nd. Ed., 1999) に詳しい。また、大陪審と小陪審の違いについて書かれた邦語文献として、篠倉満「英米の小陪審制度と大陪審制度」法ゼンニ号一三二頁(一九七三年)を挙げておく。
- (81) See LaFare, *supra* note 80 § 8.1 at 5 n.1 (*quoting* United States v. Cox, 342 F.2d 167 at 186 n.1 (5th Cir. 1965)).
- (82) 以下の大陪審の沿革に関する記述は次の文献を参照した。See LaFare, *supra* note 80 § 8.2 at 11-21; J. Robert Brown, Jr., *The Witness And Grand Jury Secrecy*, 11 *Am. J. Crim. Law* 169 at 170-3 (1983).
- (83) 「大陪審 (grand jury)」という呼び方は陪審の人数に着目した呼び方であり、二人で構成される小陪審よりも人数が多いという意味合いによる。これに対して、「起訴陪審 (accusatory jury)」という呼び方は機能に着目した呼び方であり、元々イギリスではこのように呼ばれていた。LaFare, *supra* note 80 § 8.2 at 12.
- (84) *In re Russo*, 53 F. R. D. 564 (C. D. Cal. 1971).
- (85) この点は連邦憲法修正五条・一四条との関係で問題となったが、一八八四年に最高裁は合憲性を認めた。Hurtado v. California, 110 U.S. 516 (1884)。この事件では、殺人罪の容疑者が、州法にしたがって検察官の略式起訴によって訴追されたことが問題となった。最高裁は、大陪審の審査機能が不可欠なものではないという結論を導くにあたり、まず歴史的経緯によって訴追されたことが問題となった。つまり、クック卿によるマグナカルタのコメントリーは、「大陪審の起訴 (indictment or presentment) は……デュエプロセスの観念に不可欠である」(110 U.S. at 523) としていないことに依拠した。次に、修正五条の構造を検討し、修正一四条のデュエプロセスが修正五条のデュエプロセスと同じ内容を持つものか否かを検討した。最高裁は、修正五条のデュエプロセスが「いかなる場合においても大陪審制度や大陪審手続を伴うことを意味しておらず」(Id. at 534-5) 「同じ文言が州の活動を牽制するために修正一四条で採用されているとき、その文言は修正五条と同じ意味で使われ、拡大解釈されることはなく、修正一四条採用の際に大陪審制度を全ての州に永続させることを目的の一部としていたならば、修正一四条には修正五条同様明確な文言が含まれていたであろう」(Id. at 535) とした。See also LaFare, *supra* note 53 § 15.1 (c).
- (86) 18 U.S.C.A. § 3322-3334.
- (87) LaFare, *supra* note 53 § 8.3 at 21. ユニーズ教授も、「大陪審は、たびたびいわれるアメリカの刑事手続の自己像である対審制と全く調和して「なかった」と指摘される。Hughes, *supra* note 28 at 576.
- (88) LaFare, *supra* note 53 § 8.3 at 22.
- (89) Id. at 21. ラフエイヴは、本文に挙げている以外に、「大陪審による調査の長所として次のようなものを挙げている。例えば、①素人の集

- 団である大陪審の面前では、多くの証人が素直にならうという道徳的な力を感じることに、②抵抗する証人に対して大陪審召喚状により証言を命ずる場合、免責特権を付与して、将来その証人を訴追しない代わりにより自己負罪特権を奪えること、③特に公務員が調査されているような場合、大陪審は政治的な影響を疑われないため公衆の信用を維持するのに役立つこと、④刑事的でなくとも疑わしい行為を大陪審による調査が明らかにした場合、報告を出すことができることを挙げている。Id. at 21-35.
- (90) Federal Rule of Criminal Procedure 17(a). 連邦刑事訴訟規則一七条 (c) 項は次のように規定する。「証人の出頭を求める召喚状・形式・発行・召喚状は、裁判所の捺印の下で裁判所書記官 (clerk) により発行される。召喚状は、裁判所の名前と、もしあれば手続の名称を記し、命令の相手方の各人に対して特定の時間・場所に出席し証言を行うことを命ずるものとする。書記官は召喚状を署名・捺印して、又は白地で、召喚状を求める者に発行しなければならない。召喚状を求める者は送達前に白地を埋めなければならない。召喚状は、合衆国治安判事により治安判事の面前での手続で発行されなければならないが、裁判所の捺印は必要ない。」
- (91) Federal Rule of Criminal Procedure 17(a).
- (92) Federal Rule of Criminal Procedure 17(c). 連邦刑事訴訟規則一七条 (c) 項は次のように規定する。「書面の証拠や物証の提出を求める召喚状・召喚状はまた、命令の相手方に対して指定した帳簿・文書・書類その他を提出することを命じられる。申し立てられた裁判所は、召喚状に応じることが不合理または不当である場合、即座に召喚状を無効にしたり、修正することができる。裁判所は、審理の前に、又は召喚状にある帳簿・文書・書類その他のものが証拠の中で提出される前に、それらのものを裁判所の面前に提出することを命ずることができる。この提出に基づいて、帳簿・文書・書類その他のものやこれらの一部が、当事者やその弁護士によって調査されることを認めることができる。」
- (93) Federal Rule of Criminal Procedure 17(g). 連邦刑事訴訟規則一七条 (g) 項は次のように規定する。「裁判所侮辱罪——適切な理由なく召喚状に従わない場合、召喚状に従わない者は召喚状が発行された裁判所、治安判事が発行したならばその発行した地方裁判所に対する侮辱罪となりうる。」
- (94) United States v. Procter & Gamble, 356 U.S. 677 at 681, n.6, citing United States v. Rose, 215 F.2d 617, 628, 629 (3d Cir. 1954).
- (95) Federal Rule of Criminal Procedure 6(e)(2). 連邦刑事訴訟規則六条 (e) 項 (ii) 号は次のように規定する。「秘密性の原則は、大陪審・通訳・速記者・録音機捜査者・証言の記録をタイプする者、政府の法務官 (Attorney for the Government) (筆者注/連邦刑事訴訟規則五四条 (c) 項によると、『政府の法務官 (Attorney for the government)』とは司法長官 (Attorney General)、司法長官補佐官 (authorized assistant to the Attorney General)、連邦法務官 (United States Attorney)、連邦法務官補佐官 (assistant to the United States Attorney) を指す。(iii) 号 (A) (ii) (後注(97)参照) により公開がなされる者は、本規則で定められたほか大陪審の面前で生じた事柄を開示してはならない。……」
- (96) Federal Rule of Criminal Procedure 6(e)(3)(A)(i). 連邦刑事訴訟規則六条 (e) 項 (iii) 号 (A) (i) は次のように規定する。「大陪審の協議や投票以外で大陪審の面前で生じた事柄を開示することは、本規則で禁じられるが次の者に対して行うことができる。(i) 自らの任務を行うのに利用する政府の法務官」

- (97) Federal Rule of Criminal Procedure 6(e)(3)(A)(ii) 連邦刑事訴訟規則六条 (e) 項 (三) 号 (A) (ii) は次のように規定する。[(ii) 政府の法務官が自らの連邦刑事法執行の義務を果たす際に必要とされる政府職員]
- (98) United States v. Sells Engineering, Inc.: 463 U.S. 418 at 427-442. (1983). セルズIIエンジニアリング社判決は、(A) (i) によって民事課の政府の法務官に対する大陪審の情報の開示はなされ得ず、民事課の政府の法務官が大陪審の情報の開示を求める場合は (C) (i) 命令を求めて訴訟を提起しなければならないとした。
- (99) Federal Rule of Criminal Procedure 6(e)(3)(C)(i) 連邦刑事訴訟規則六条 (e) 項 (三) 号 (C) (i) は次のように規定する。「本規則で禁じられる大陪審の面前で生じた事柄の開示は、次の場合にも行うことができる。(i) 司法手続の前に (preliminary to) 又は司法手続に關係して裁判所が開示を命じた場合」
- (100) Federal Rule of Criminal Procedure 6(e)(3)(D) 連邦刑事訴訟規則六条 (e) 項 (三) 号 (D) は次のように規定する。「(e) 項 (三) 号 (C) (i) により開示を求める訴訟は、大陪審が招集された裁判区で提起される。原告が政府である場合のように審理が片面的でない限り、原告は本件訴訟を (i) 政府の法務官、(ii) 開示が訴訟に関連して求められる場合の訴訟当事者、(iii) 裁判所が命ずる他の者に対して書面で告知しなければならない。裁判所はこれらの者に出頭と審理の機会を与えなければならない。」

(行政法専修)